

令和7年12月22日

第4回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和7年12月22日(月) 午前9時0分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	藪 乃理子	2番	氏家 法雄
4番	藪内真由美	5番	門 秀俊
6番	兼若 幸一	7番	中野 一郎
8番	金井 浩三	9番	小川 保
10番	古川 幸義	11番	隅岡 美子
12番	村井 勉	13番	渡邊美喜子

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	村井 崇一
町長公室長	山下 佐千子
総務課長	谷口 賢司
政策課長	吉田 拓也
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	土井 真誠
住民環境課主幹	喜田 浩希
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	山内 剛
建設課長	柴田 浩志
産業課長	植松 肇
消防長	青木 孝一
教育総務課長	池田 友亮
生涯学習課長	福田 純

1、議会事務局職員

事務局長	小野 由美子
事務局長補佐	香川 馨一
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時0分

議長（金井 浩三）

皆様にお願ひ致します。携帯電話は電源をお切りになるよう、よろしくお願ひ致します。

傍聴席の皆様もよろしくお願ひ致します。

一同、ご起立を願ひします。礼。

ご着席下さい。

お早うございます。

本日も定刻にご参集を頂きまして、有難うございます。

ただ今、出席議員は12名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、6番 兼若 幸一 君、13番 渡邊 美喜子 君を指名致します。

日程第2. 委員長報告を行います。

委員会の結果報告はタブレットに掲載しておりますので、よろしくお願ひ致します。

まず、12月12日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。総務教育常任委員会委員長、兼若 幸一 君。

総務教育常任委員会委員長（兼若 幸一）

総務教育常任委員会結果報告について、令和7年12月12日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告します。

審議事項。

議案第1号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

議案第2号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第3号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第4号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第5号、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第6号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

議案第7号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第8号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

議案第9号、多度津町学校教育施設等整備基金条例の一部改正について

議案第10号、多度津町離島航路待合所設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第11号、多度津町議会議員及び多度津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

議案第12号、多度津町火災予防条例の一部改正について

議案第13号、令和7年度多度津町一般会計補正予算（第4号）

議案第14号、令和7年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第2号）

議案第15号、令和7年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第2号）

議案第16号、令和7年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第2号）

議案第17号、令和7年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第2号）

議案第18号、令和7年度多度津町公共下水道事業会計補正予算（第2号）

請願第1号、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出を求める請願

審議結果。

議案第1号から第18号まで、並びに請願第1号について

委員、傍聴議員より、

一つ、職員の育児休業等に関する条例を改正するが、これまでの実績を教えてください。

一つ、公益的法人等への職員の派遣に関する条例を改正するが、今まで町の助成金で給料体系を同等にしていた土地改良区が含まれていなかった理由を説明してもらいたい。また、他の市町でも同様にしているのか教えてください。

一つ、議案第8号で改正後の第2条第2項第1号で臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員を除く。）という記述について内容を説明してもらいたい。

一つ、学校教育施設等整備基金条例の改正により備品購入が可能になるが、どういう備品を想定しているのか教えてください。

一つ、学校教育の観点で見れば、物価高騰に伴う給食費の値上げの補助も子育て支援として取り組んでいることになるのではないかと。

一つ、補正予算の人件費に関して残業手当がいくら位なのか、教えてください。

一つ、企画費のガバメントクラウドサービス利用料3,151万4千円の減額は、自治体DX標準化の遅れから利用しなかったことによる上半期の確定した減額だと

思うが、10月から3月の減額があるのにも関わらず計上していないのは何故なのか、また、ガバメントクラウドサービスでは国からの補助で同額の歳入があると思うが、今回の補正で歳入を減額していない理由も教えてもらいたい。

- 一つ、ガバメントクラウドサービスは遅延しており、移行後は各自治体の負担と言うことだが、交渉によっては国が負担するという方向性も出ていると聞いているので、利用料がどうなっていくのかを分かっている範囲で教えてもらいたい。
- 一つ、約1億3,200万円の追加で予算が104億円余りになるが、補正についての大まかな内訳について説明してもらいたい。また、それらに対する資金的な保証はどのような形になっているのか。
- 一つ、児童福祉費の児童手当等給付金を減額しているのに、児童保育総務費、母子福祉総務費、ひとり親家庭や乳幼児の医療費が増額されているが、子どもの数は減少しているのに他のものが増えているのは、家庭環境などが以前から変わったからなのか。
- 一つ、健康フェスタ関連予算の減額は「健康に特化したことによる」ものという事だが、理由を説明してもらいたい。
- 一つ、支援対象児童等見守り強化事業委託料の増額は、児童虐待防止のために子育て世帯が孤立しない取組と聞いているが、過去3年間の本町での児童虐待の件数や増加傾向にあるのかを教えてもらいたい。
- 一つ、一般質問の際に子ども・子育て支援事業について出産費用で5万円などの金額を答弁していたが、外国人はどういう取り扱いになるのか教えてもらいたい。
- 一つ、本町が発行している子育てガイドブックに学校関係のタブレット端末の今後の対応などを記載する予定はないのか。
- 一つ、小・中学校の授業で使用しているタブレット端末については、検討した上で1日でも早く更新してもらいたいので、考えを聞きたい。
- 一つ、国保会計で一般被保険者高額療養費負担金を1千万円増額しているが、どんな傾向があって増額したのか教えてもらいたい。
- 一つ、国保の財政調整基金が約3億9,700万円あるが、その額が適切なのか、また、今後どの位を見込んでいるのかを教えてもらいたい。目標設定額は国保運営協議会で議論してもらいたい。
- 一つ、国保の対象者は住基台帳に記載されている住民で、台帳に記載がない外国籍の人でも例外的に出生による経過滞在者などは、別の対応になっており、本町に千人以上いる外国籍の人の中にも医療目的の国保対象外もいると思うが、今回の補正では国保を使った特別な事例のものも入っているのか。

- 一つ、介護保険の保険給付費で居宅介護サービス給付費や地域密着型介護サービス給付費によって増減があるのは、利用者のトレンドの変化があるのか。
  - 一つ、介護事業所が物価高騰で採算が合わずに施設の閉所や倒産という話を聞くが、近隣はどういう状況なのか教えてもらいたい。
- その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より
- 一つ、職員の育児休業は男女とも同等であり、実績としては、男性職員は令和4年、令和5年、令和6年とも66.7%で、女性職員は100%取得できている。
  - 一つ、公益的法人等へ職員を派遣する条例を改正するのは、令和5年度から始まった定年延長により幅広く人材を活用する観点と事務局長が急に空席になり、土地改良区理事長から依頼があったことによるものであり、近隣の市町でも本町と同様のところもある。
  - 一つ、議案第8号では第2条第1項の括弧書きで（次項に定める職員を除く。）として派遣ができる規定があり、第2項第1号から第3号の括弧書きでも各職員を除くとして「二重で除く」ことで1号から3号までの括弧書きで除外した職員も派遣可能になるが、第1号の職員は現在の暫定再任用も含む定年前再任用短時間勤務職員で、第2号の職員は会計年度任用職員である。
  - 一つ、学校教育施設等整備基金条例の改正により、小・中学校で活用しているタブレット端末の更新をしたいと考えている。
  - 一つ、給食費の無償化や子ども第三の居場所などの新たな取組を行うことで、健康福祉課だけでなく各課にわたって子育て支援を横断的に取り組んでいると考えている。
  - 一つ、時間外勤務手当は平成30年度4,673万円、令和元年度5,110万円、2年度4,203万円、3年度5,448万円、4年度6,443万円、5年度4,216万円、6年度4,324万円、7年度5,310万円で、3年度～4年度の新庁舎移転や瀬戸芸の開催年と町長・町議選の年など全職員の協力が必要な場合は増大し、給料の引上げに伴って増加傾向である。
  - 一つ、企画費の使用料及び賃借料の減額3,151万4千円は前期分の実績に基づくもので、4月の約149万円から9月に約258万円と徐々に上がっていることから、後期分は予算を据え置きして3月補正で精算予定である。歳入に関しては実績報告書を国へ提出後に金額が決定するので、確定してから補正したいと考えている。
  - 一つ、今後の補助金については移行段階のものは100%補助で、移行後のガバメントクラウドサービス利用料は、本町の場合は再来年1月に遅延している標準化が終われば、現時点では100%町費で賄うことになるが、全国の自治体が補助の延長を要望して徐々に補助が付いていることから、変更する可能性も考えられる。

- 一つ、約1億3,200万円の補正を大まかに分けると人件費が約3,180万円、扶助費が約6,000万円の増加で義務的経費がかなり上がっている。扶助費には国や県の補助金の部分が多くあり、歳入もあると考えている。人件費に関しても国の補助もあるが、多くの会計年度任用職員の給与や職員の給与は町単独で対応するので極力節約をしながら、必要などころには予算を付けるなどメリハリのある予算対応を行いたいと考えている。
- 一つ、児童手当は子どもが想定よりも少なかったことで減額しているが、医療費の増額は今年のインフルエンザの流行が早かったことによるものであり、保育所関連については国が示す単価が上がったことで、子どもが増えていなくても保育所への補助金が増えている。
- 一つ、健康フェスタ関連の減額は、参加する団体が今までの予算では物価高騰によって従来の対応ができなくなったり、健康に特化した事業に変更したことで参加団体が減少したことによる執行残である。
- 一つ、児童虐待は30件程度の数で推移しており、親がひきこもり状態で子どもが食事をできない家庭を支援するNPO法人があることから、他市町の情報を収集した上で支援対象児童等見守り強化事業の予算を計上して子育て世帯が孤立しない取組をすることになっている。
- 一つ、子ども・子育て支援事業の出産費用等については、国籍に関係なく、同じ取り扱いをしている。
- 一つ、子育てガイドブックは健康福祉課が作成しているもので、幼稚園、小・中学校の内容も少し入っているが、それに加えて生成AI事業などの記載に関しては協議したいと考えている。
- 一つ、小・中学校のタブレット端末の更新については、債務負担行為の補正で公立学校情報機器整備備品購入費を載せており、香川県の共同調達という形をとって2月に公告、3月に審査会、4月以降に契約締結、議会の承認という流れになるが、できることは全てやって1日でも早く入手するように努めたい。
- 一つ、国保の被保険者数が少しずつ減っており、給付費が減少傾向だったので当初予算では高額療養費の減少を見込んでいたが、想定よりも下がり幅が小さかったため、増額補正をしている。
- 一つ、国保料の税率を改正した平成30年は、広域化後の収入不足には基金から毎年2～3千万円程度取り崩す運営を考えていたが、本町の負担額が想定よりも少なかったので基金を取り崩さずに運用している。近年は被保険者が減って保険料収入や繰越金が減少しており、このままだと基金を取り崩す状況になるので、現状で様子を見ながら県内の保険料統一に向けて税率も考えたい。
- 一つ、本町で運営している国保予算は被保険者全員が電算化で管理されており、法

令の規定による例外的な事案についても申請があれば対応できることや今まで例外的な申請はなかったことから、例外を見越した補正ではない。外国籍の人は増えているが、仕事で来日するケースが多いので無保険の人は少ないと考えている。

一つ、今回の補正は要介護より介護度の低い要支援の人が増えたので、居宅介護サービス費を1千万円減額して介護予防サービス費を同額増やし、特定入所者介護サービス費を100万円減額して介護予防福祉用具購入費を同額増やしている。また、施設入所より入院や認知症のグループホーム等の利用が増えたので、施設介護サービス費を1千万円減額して地域密着型介護サービス費を同額増やしている。

一つ、正確に調べた訳ではないが、倒産した影響で他の事業所と契約をし直したという事例は聞いていない。町内では、逆に訪問看護の事業所が増えている。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第1号から第18号までの18議案については、委員会として原案を可決し、請願第1号については、採決の結果、委員会として原案を採択した。

また、その他として、執行部より他5件の報告があった。

以上で報告を終わります。

議長（金井 浩三）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

日程第3. 議案第1号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

議長（金井 浩三）

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第1号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第4.議案第2号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第2号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第5.議案第3号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第3号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第6.議案第4号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第4号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第7.議案第5号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第5号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第8.議案第6号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第6号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第9.議案第7号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第7号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第10. 議案第8号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第8号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第11. 議案第9号、多度津町学校教育施設等整備基金条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第9号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第12. 議案第10号、多度津町離島航路待合所設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第10号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第13. 議案第11号、多度津町議会議員及び多度津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第11号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第14. 議案第12号、多度津町火災予防条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第12号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第15. 議案第13号、令和7年度多度津町一般会計補正予算(第4号)を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第13号についてを採決致します。  
本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。  
日程第16. 議案第14号、令和7年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第2号）を議題と致します。  
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結致します。  
これより、討論に入ります。  
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

討論なしと認めます。  
これをもって、討論を終結致します。  
これより、議案第14号についてを採決致します。  
本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。  
日程第17. 議案第15号、令和7年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第2号）を議題と致します。  
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結致します。  
これより、討論に入ります。  
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

討論なしと認めます。  
これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第15号についてを採決致します。  
本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。  
日程第18. 議案第16号、令和7年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第2号）を議題と致します。  
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結致します。  
これより、討論に入ります。  
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

討論なしと認めます。  
これをもって、討論を終結致します。  
これより、議案第16号についてを採決致します。  
本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。  
日程第19. 議案第17号、令和7年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第2号）を議題と致します。  
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結致します。  
これより、討論に入ります。  
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

討論なしと認めます。  
これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第17号についてを採決致します。  
本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。  
日程第20. 議案第18号、令和7年度多度津町公共下水道事業会計補正予算（第2号）を議題と致します。  
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結致します。  
これより、討論に入ります。  
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

討論なしと認めます。  
これをもって、討論を終結致します。  
これより、議案第18号についてを採決致します。  
本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。  
ただ今より、暫時休憩したいと思います。  
議会の再開は、10時再開と致しますので、よろしくお願い致します。

休憩 午前9時41分

再開 午前10時0分

議長（金井 浩三）

休憩前に引き続き、議会を再開致します。  
ただ今、町長から議案1件が提出されました。  
本日提出の追加議案をお配りしております。  
お諮り致します。

議案第19号、令和7年度多度津町一般会計補正予算（第5号）を日程第23.として追加し、更に順序を変更して直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって議案第19号を日程に追加し、追加日程第23.とし、更に順序を変更して、直ちに議題とすることに決定致しました。

日程第23. 議案第19号、令和7年度多度津町一般会計補正予算（第5号）を議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、谷口 君。

総務課長（谷口 賢治）

議案第19号、令和7年度多度津町一般会計補正予算（第5号）について提案説明を申し上げます。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額104億5,210万円に歳入歳出それぞれ6,130万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億1,340万円とするものです。

さて、このたびの補正予算のうち、歳出における増額補正は、総務費及び民生費です。

歳入における増額補正は、国庫支出金及び繰越金です。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明申し上げます。

14ページをお開き下さい。款2.総務費は98,000円の増額補正により、18億6,941万6,000円に改めるもので、項1.総務管理費、目1.一般管理費の増額です。

16ページをお開き下さい。款3.民生費は6,120万2,000円の増額補正により、34億7,381万7,000円に改めるもので、項2.児童福祉費、目1.児童福祉費の増額です。

続いて、歳入について説明申し上げます。

10ページをお開き下さい。款14.国庫支出金は6,120万2,000円の増額補正により、14億1,928万7,000円に改めるもので、項2.国庫補助金、目3.民生費国庫補助金の増額です。

12ページをお開き下さい。款19.繰越金は98,000円の増額補正により、1億1,715万4,000円に改めるもので、項1.繰越金、目1.繰越金の増額です。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額104億5,210万円に6,130万円を追加し、105億1,340万円に改めようとするものです。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（金井 浩三）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮りします。

議案第19号について、委員会の付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

ご異議なしと認めます。

よって議案第19号については、委員会の付託を省略することに決定致しました。

これより、質疑を開始致します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

小川 保 君。

議員(小川 保)

9番、小川 保でございます。

今、総務課長からご提案頂きました約6,000万円の応援手当ということでございますが、いかなる方法で手当を支給するのか、ご説明頂ければ有難いなと思います。よろしくお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

健康福祉課長、山内 君。

健康福祉課長(山内 剛)

小川議員さんのご質問にお答え致します。

支給方法につきましては、多度津町から児童手当を支給している支給対象者につきましては、町が把握している情報を基に申請不要で児童手当の振り込み口座の方へ支給させていただきます。公務員受給者及び今後、出生する新生児の父母等、多度津町の児童手当受給者以外の方につきましては、所得状況や対象児童の確認が必要であるため、申請書の提出を求めた上で支給するように計画しております。以上、答弁とさせていただきます。

議長(金井 浩三)

他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第19号についてを採決致します。

本案は原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決する事に決定致しました。

日程第21. 請願第1号、刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書の提出を求める請願を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

渡邊 美喜子 君。

議員(渡邊 美喜子)

13番、渡邊 美喜子は刑事訴訟法における再審規定の速やかな改正を求める意見書について、賛成の立場であります。

冤罪をなくするためには、取り調べの可視化(録音、録画)を徹底すること、そして再審を緩和して証拠の開示を明確にすることが重要であります。

現行の再審法は、75年以上改正されておられません。罪を犯していない人が、誤った捜査・裁判によって生命さえも奪われる冤罪は国家による最大の人権侵害であり、速やかに救済されなければなりません。しかし、冤罪は後を絶たず、その救済に気の遠くなる年月がかかるという実態であります。犯人にされた方やご家族の人生を破壊、時には生命さえも奪いかねない冤罪被害者を救済するのが再審であり、その法律を再審法と呼んでいます。

日本弁護士連合会は、第62回人権擁護士(2019年10月)において、刑事訴訟法第4編再審「再審法」が全員一致で採択されました。また、国民の中からも冤罪被害者を早期に救済するために、再審を求める市民運動が起こり、意見書が採択。今、地方議会においても再審制度の見直しを求める意見書が採択されています。冤罪被害者の一刻も早い救済のため、次の事項について速やかに改正するよう強く要望致します。

1点目、再審請求手続における全面的な証拠開示を制度化する。

2点目、再審開始決定に関する検察の不服申立てが出来ない制度に改正する。以上

であります。よろしくお願ひ致します。

議長（金井 浩三）

他に、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ないようですので、これをもって討論を終結致します。

これより、請願第1号についてを採決致します。

請願第1号に対する委員長報告は、採択です。

請願第1号を採択することに賛成の方は、ご起立をお願いします。

起立多数

議長（金井 浩三）

起立多数です。

よって請願第1号は、採択することに決定致しました。

意見書案提出のため、ここで暫時休憩したいと思います。

議会の再開時間は、10時20分と致します。

それでは、休憩をお願いします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時20分

議長（金井 浩三）

休憩前に引き続き、議会を再開します。

意見書案が1件、提出されました。

お諮り致します。

意見書案第1号、再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書（案）の提出についてを日程第24.として追加し、更に順序を変更して、直ちに議題と致したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号を日程に追加し、追加日程第24.とし、更に順序を変更して、直ちに議題とすることに決定致しました。

日程第24. 意見書案第1号、再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書（案）の提出についてを議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

意見書案は、タブレットに掲載しているとおりであります。  
よって、提案者の提案理由の説明は、省略したいと思います。  
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

ご異議なしと認めます。

よって、提案者の提案理由の説明は省略致します。

これより、質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、意見書案第1号についてを採決致します。

本案は原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第22. 閉会中の継続調査についてを議題と致します。

この件につきましては、多度津町議会会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載しておりますとおり、閉会中の継続調査の申出がありますので、お諮り致します。

各常任委員長並びに議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思いますと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

ご異議なしと認めます。

議長(金井 浩三)

よって本件は、各常任委員長並びに議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定致しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案は、全て終了致しました。

これにて、令和7年第4回多度津町議会定例会を閉会致します。  
本日のご審議、また、ご協力有難うございました。  
一同、ご起立をお願いします。礼。  
これで散会致します。

閉会 午前10時23分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため  
ここに署名捺印する。

令和 7 年 12 月 22 日  
第 4 回 多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記